

伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱 平成26年4月1日告示第80号 伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱 (趣旨)</p>	<p>○伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱 平成26年4月1日告示第80号 伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱 (趣旨)</p>
<p>第1条 この要綱は、スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とし、各種スポーツの全国大会及び国際大会（以下「大会」という。）に出場する市民の榮譽を称え、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この要綱は、スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とし、各種スポーツの全国大会及び国際大会（以下「大会」という。）に出場する市民の榮譽を称え、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(交付対象者)</p>	<p>(交付対象者)</p>
<p>第2条 奨励金の交付対象者は、次条に規定する大会に出場する個人又は団体で次の各号に該当する者とする。ただし、プロフェッショナルは除く。</p>	<p>第2条 奨励金の交付対象者は、次条に規定する大会に出場する個人又は団体で次の各号に該当する者とする。</p>
<p>(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内の学校又は市内に住所有する個人が参加登録する市内の事業所に所属する団体及び市内に主たる活動拠点を有する団体</p>	<p>(1) 市内に住所を有する個人 (2) 市内の学校又は事業所に所属する団体及び市内に主たる活動拠点を有する団体</p>
<p>2 前項第1号に規定する者が未成年であるときは、その保護者又は所属団体の長を交付対象者とする。</p>	<p>2 前項第1号に規定する者が未成年であるときは、その保護者又は所属団体の長を交付対象者とする。</p>
<p>(対象大会)</p>	<p>(対象大会)</p>
<p>第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に該当するものとする。</p>	<p>第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に該当するものとする。</p>
<p>(1) 県大会若しくは東海大会等の予選会などを経て開催される大会その他これに準ずる大会 (2) 県若しくは東海地区等選抜チームにより開催される大会その他これに準ずる大会</p>	<p>(1) 県大会若しくは東海大会等の予選会などを経て開催される大会その他これに準ずる大会 (2) 県若しくは東海地区等選抜チームにより開催される大会その他これに準ずる大会</p>
<p>(奨励金の額)</p>	<p>(奨励金の額)</p>
<p>第4条 奨励金の額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>第4条 奨励金の額は、別表に定めるところによる。</p>
<p>(交付申請)</p>	<p>(交付申請)</p>
<p>第5条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、伊賀市スポーツ大</p>	<p>第5条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、伊賀市スポーツ大</p>

改正後	改正前
<p>会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に大会開催要項、予選会開催要項及び結果その他参考となる書類を添付し、大会開催日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。</p> <p><u>2 奨励金の交付は、国際大会、全国大会それぞれ同一年度に1回を限度とする。</u></p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>（1）虚偽等不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。</p> <p>（2）次条に規定する実績報告ができないとき。</p> <p>（3）その他市長が交付することが適当でないとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した者に対し、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに伊賀市スポーツ大会出場奨励金実績報告書（様式第2号）に大会の結果がわかる資料を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に大会開催要項、予選会開催要項及び結果その他参考となる書類を添付し、大会開催日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>（交付決定）</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>（交付決定の取消し）</p> <p>第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>（1）虚偽等不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。</p> <p>（2）次条に規定する実績報告ができないとき。</p> <p>（3）その他市長が交付することが適当でないとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した者に対し、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに伊賀市スポーツ大会出場奨励金実績報告書（様式第2号）に大会の結果がわかる資料を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年4月1日から施行する。</p>

改正後		改正前																		
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>奨励金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">個人</td> <td>オリンピック、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップ</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の国際大会</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>全国大会</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td colspan="2">個人の区分に応じた奨励金の額に団体の人数（参加人数）を乗じた額とする。ただし、市内に住所を有する個人とし、10人で換算した金額を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	奨励金の額	個人	オリンピック、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップ	50,000円	その他の国際大会	10,000円	全国大会	5,000円	団体	個人の区分に応じた奨励金の額に団体の人数（参加人数）を乗じた額とする。ただし、市内に住所を有する個人とし、10人で換算した金額を限度とする。								
区分	奨励金の額																			
個人	オリンピック、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップ	50,000円																		
	その他の国際大会	10,000円																		
	全国大会	5,000円																		
団体	個人の区分に応じた奨励金の額に団体の人数（参加人数）を乗じた額とする。ただし、市内に住所を有する個人とし、10人で換算した金額を限度とする。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>奨励金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>全国大会</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>国際大会</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10人未満の団体</td> <td>全国大会</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>国際大会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10人以上の団体</td> <td>全国大会</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>国際大会</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	奨励金の額	個人	全国大会	10,000円	国際大会	20,000円	10人未満の団体	全国大会	30,000円	国際大会	50,000円	10人以上の団体	全国大会	50,000円	国際大会	70,000円		
区分	奨励金の額																			
個人	全国大会	10,000円																		
	国際大会	20,000円																		
10人未満の団体	全国大会	30,000円																		
	国際大会	50,000円																		
10人以上の団体	全国大会	50,000円																		
	国際大会	70,000円																		
様式第1号（第5条関係）		様式第1号（第5条関係）																		
様式第2号（第8条関係）		様式第2号（第8条関係）																		